

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

2997号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

満開のツツジ (宮崎県三股町・椎八重公園)

もくじ

随 情
想 報

皺
町村Nav

長崎県時津町長

吉田

義徳

(11)

情 報

Forum

愛ふるタウンから住まいるタウンへ
子育てナンバーワンを目指して!! 埼玉県滑川町

(10)

政 策

平成29年「水防法等の一部を改正する法律案」の概要

(6)

Forum

平成29年「水防法等の一部を改正する法律案」の概要

(2)

コラム

「君は太平洋を見たか、僕は日本海が見たい」

フリーアナウンサー 青山佳世

3月19日、山梨県市川三郷町で中部横断自動車道の六郷IC―増穂IC間9・3kmの開通式が行われた。通り初めの途中に、目に入ったのは横断幕に書かれたキャッチフレーズである。

「君は太平洋を見たか、僕は日本海を見た」

中部横断自動車道は太平洋に面する静岡県清水市から、山梨県身延町を通り長野県佐久小諸JCTで上信越自動車道と合流するまでの13.2kmをいう。さらに上信越自動車道を北上すると新潟県上越市、日本海に出る。

これは、中部横断自動車道の早期実現を訴え、地域と、道の役割を考える「女性みちの会」の皆さんの活動のキャッチフレーズだ。日本海と太平洋がいかに遠い存在だったか、お互いの海に憧れ、道路の開通を願う気持ちが込められている、実にロマンに溢れたフレーズだ。静岡県、山梨県、長野県、新潟県の沿線地域の女性たちは、それぞれの地域で道の清掃活動や、地域の魅力作りに取り組みながら、

交流や意見交換を続けている。

私も10年ほど前に初期に区間開通した長野県佐久市で行われたシンポジウムに参加し、生活に根ざした女性たちの視点から、縦(南北)の高速道路の必要性について議論を聞いてきただけに、中部横断自動車道の区間開通はある種の感慨を持って迎えている。道路は繋がらないと、その効果は十分に発揮されず、まだまだこれからだ。

日本は東西の横軸はかなり整備されてきたが、南北の縦軸の整備はまだ弱く、不便この上ない。最近では「いのちの道」と呼ばれるが、医療、防災の観点からも代替道路は必須である。残る部分には険しい山も多く、全線開通までには、まだ時間がかかるが、国の新直轄無料区間と、高速道路会社が作る有料区間を手分けしながら効率的に道をつないでほしいものだ。

長い期間かけて作り上げた高速道路も、開通して走れば、あっという間に通り抜けてしまふ。それも多くの人達の苦勞の賜物なのだ。

写真キャプション

約6万本のクルメツツジが鮮やかに咲き誇る、三股町の椎八重(しいばえ)公園。展望台からは、眼下一面に真っ赤なツツジと八重桜の壮大なパノラマが広がる。毎年4月中旬～下旬には「椎八重公園つつじまつり」が開催され、夜間のライトアップも行われる。

政 策 解 説

平成29年「水防法等の一部を改正する法律案」の概要

国土交通省水管理・国土保全局水政課

1. はじめに

「水防法等の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」という。)が平成29年2月10日に閣議決定され、第193回国会に提出された。本稿は、改正法案のねらいと背景、概要について解説するものである。

なお、さらに具体的な運用指針等については改正法施行後に施行通知等によって周知することを予定している。

2. 改正法案の背景

近年、集中的な豪雨が増加し、全国各地で水害が頻発、激甚化するとともに、気候変動等の影響によりさらに増加することが懸念されている。例えば、平成27年9月の関東・東北豪雨では、栃木県日光市五十里観測所で24時間降雨が551mmを記録するなど、多くの地点で24時間雨量が観測史上最多を記録した。この豪雨により、鬼怒川等では堤防の決壊・溢水が発生。茨城県常総市では市の約3分の1が浸水し、多数の家屋が倒壊・流出したほか、約4、

300人の住民が孤立する事態となった。また、同市では浸水によって市内の避難所の使用が困難となったため、緊急的に近隣市と調整を行い避難者の半数以上を市外へ避難させるなど、これまで例を見ない広域避難の実施を余儀なくされたところである。さらに、同市では浸水の解消に10日間を要し、災害復旧や生活再建に大きな支障をもたらした。

また、翌年(平成28年)の8月には北海道・東北豪雨が発生し、我が国は気象庁が1951年に観測を開始して以来初めてとなる、3つの台風(の北海道への上陸と、東北地方太平洋側への台風の上陸を経験することとなった。この豪雨でも、北海道・東北地方の各地の観測所で記録的な降雨が観測されている。例えば北海道では、8月の月降水量がアメダス観測地225地点中89地点で観測史上1位を記録し、北海道・東北地方を合わせると72時間雨量で19地点、24時間雨量で8地点で観測史上1位を記録した。

この豪雨により、北海道の空知川といった国管理河川や岩手県の小本川といった道県管理河川の多くで堤防決壊・溢水が発生。甚大な浸水被

害によって主要交通網の寸断や農業被害が生じたことに加え、小本川の氾濫によって沿川にあった社会福祉施設の利用者が死亡するなど、悲惨な被害が生じたことは記憶に新しい。

*

国土交通省では、関東・東北豪雨を受け、頻発、激甚化する水害に対応するため、平成27年12月に「水防意識社会再構築ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を打ち出した。ビジョンでは、近代以降定着していった「水害は堤防等の施設の整備によって発生を防止するもの」という社会の意識を変革し、行政主体や住民が「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」という意識を改めて持ち、社会全体で大規模な洪水氾濫に備える必要が示されている。このため、まずは国管理河川とその沿川の市町村を中心に河川管理者や都道府県、市町村等からなる減災対策協議会を設置し、大規模氾濫からの減災に向けたハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとし、市町村長による避難勧告等の発令までの各主体の役割を時系列で整理した「水害対応タイムライン」の作成・改善や広域避難体制の検討、

政 策

住民等の主体的な避難を促すためのハザードマップの改良、スマホを活用した洪水予報等の情報提供等に取り組んできた。

平成28年8月には都道府県管理河川においても同様の取組を進めることとしたところであったが、その矢先に北海道・東北豪雨が発生し、既に述べたとおり道県管理河川を含む中小河川において甚大な被害が生じる事態となった。他方で、北海道常呂川などでは、ビジョンの取組に基づき避難勧告を早期に発令し、逃げ遅れによる人的被害を回避するなど、ビジョンの取組に一定の成果が見られたところでもあった。

このような状況に鑑みると、中小河川を含む全国の河川でビジョンの取組をさらに加速し、抜本的な対策を講じる必要があることは明らかである。とりわけ、整備水準の低い中小河川では直ちに堤防整備等のハード対策を行うことは人的・財政的制約から困難であるため、水害リスク情報の共有や地域一体となった避難確保体制の整備といったソフト対策や、既存ストックを活用したハード対策の強化が一層求められているといえる。

このような観点から、今回の改正法案では、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を掲げ、関東・東北豪雨や北海道・東北豪雨のような被害を二度と繰り返さないための措置を講ずることとしている。以下で各改正事項を解説する。

3. 改正法案の概要

(1) 水防法の改正

①大規模氾濫減災協議会制度の創設
(水防法改正案第15条の9及び第15条の10関係)

関東・東北豪雨や北海道・東北豪雨では住民等の逃げ遅れによる被害が多数発生している。洪水等の際に住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するには、適切なタイミングでの避難勧告の発令や広域避難体制の構築、住民の自主的避難の促進などが重要であり、このため、あらかじめ河川管理者や都道府県、市町村、水防管理者といった多様な関係主体が課題や対策を議論し、連携体制を構築しておくことが必要となる。

水防法改正案では、このような連携体制を構築する場として、大規模

氾濫減災協議会制度を創設することとした。上記²で述べたとおり、既にすべての国管理河川と一部の都道府県管理河川では、ビジョンの取組として河川管理者と沿川市町村等からなる減災対策協議会が組織され、取組を進めているところであるが、この動きを都道府県管理河川においてもさらに推進し、同時に協議会の取組の実効性・継続性を高めるため、従前の減災対策協議会を水防法に基づく大規模氾濫減災協議会として法定化することとしたものである。

同協議会の構成員としては、国土交通大臣、都道府県知事、沿川の市町村長、沿川の水防管理者、管区気象台長等を必須構成員とし、さらに地域の実情に合わせ、近隣の市町村、警察、消防、公共交通機関、要配慮者利用施設関係者、マスメディア関係者等の関係する主体の参画を得ることを想定している。

具体的な協議事項は減災対策として関係者が総合的かつ一体的に推進する必要がある事項を各協議会が地域の実情を踏まえて決定していくことになるが、典型的には「水害対応タيمライン」の作成・改善、住民等に対する情報提供方法の改善、広域避

難体制の構築、広域水防体制の構築等の事項が想定されるところである。
②市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設(水防法改正案第15条の11関係)

洪水時に住民等の自主的な避難を確保し、あるいは避難勧告等を適切に発令するためには、河川が氾濫した際の浸水範囲や浸水深を平時から認識しておくことが重要である。北海道・東北豪雨により人的被害が生じた小本川沿川の社会福祉施設でも、水害リスク情報に対する認識が十分ではなかったことから適切な避難判断ができなかったことが指摘されている。

現行水防法では、洪水により大きな被害が生ずるおそれのある河川については、国土交通大臣又は都道府県知事がこれを指定し(同法第10条、第11条及び第13条に基づき洪水予報河川又は水位周知河川の指定制度)、浸水想定区域の指定等を行うとともに、市町村長にこれを通知することとされている(同法第14条)。他方で、上述の小本川のような中小河川でも、集中的な豪雨の増加によって時として甚大な被害をもたらす場合がある。このため、今回の水防法改正

政 策

案では、水位周知河川等に指定されないような比較的小さな河川について、市町村長が浸水範囲や浸水深等の水害リスク情報を把握し、これを住民等に周知する制度を創設することとしたものである。

ただし、既存の浸水想定区域の指定制度のような河川測量及び氾濫シミュレーションを用いた想定図の作成は市町村にとり過大な負担となるおそれがあることから、市町村長が把握すべき水害リスク情報は過去の洪水によって生じた氾濫実績によるもので足りることとしている。氾濫実績の把握は、過去に発生した主要な洪水の浸水範囲や浸水深について、水害統計調査や既存の文献等を参照して行われることを想定している。もともと、市町村によっては過去の洪水に関する情報が残存していないこともあり得るから、市町村長による水害リスク情報の把握は努力義務としている。（把握した場合の周知は義務となる。）

また、水防法改正案第15条の12では、市町村を技術的に支援するため、河川管理者による情報提供等の責務を定めることとした。この規定に基づき、河川管理者は自らが河川管理

のために収集した過去の洪水等に関する情報を市町村長に提供することとなる。

なお、市町村長が把握した水害リスク情報の周知の方法については、地域の実情を踏まえて適切な方法を選択すれば足りるものだが、典型的には地図上に浸水範囲等を示した図面の配布・インターネット上の公表、既存のハザードマップへの付加、街なかの電柱等への掲示といった方法が想定される。

③要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化（水防法改正案第15条の3 関係）

北海道・東北豪雨では、小本川の氾濫により社会福祉施設の利用者が死亡する被害が発生した。一般的に、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の利用者は他の住民等と比べ避難に時間を要するものであるから、特にその避難の確保に配慮する必要がある。現行水防法は市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の利用者等に避難確保計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施についての努力義務を課していたが（同法第15条の3）、この取組をさらに徹底させるため、今回の改正水防法に

より、この努力義務を義務に改めることとしたものである。

他方、該当する要配慮者利用施設は現時点でも数多く存在することから（平成28年3月31日時点で31、208施設）、同計画作成を促進するため、「避難確保計画作成の手引き」（国土交通省作成・平成29年改定）のさらなる充実や、市町村が同計画の内容をチェックするための点検用マニュアルの作成等の支援策を併せて実施する予定である。

④民間を活用した水防活動の円滑化（水防法改正案第19条及び第28条 関係）

洪水被害の防御・軽減を図るためには、水防団等における水防活動が重要である。一方、近年、多くの水防団は団員数の減少、高齢化、サラリーマン化による昼夜不在等の課題を抱えており、地域の水防力の低下が懸念されている。

他方で、地域の水防活動を支える主体として、近年、建設業者等の民間事業者が注目されている。これらの民間事業者は大型重機を所有し、応急復旧等に関する技術的知見も有していることから、地域の水防力にとって重要な役割を果たし得るもの

であり、実際、市町村長とこれらの民間事業者が水防活動を含む災害協定を締結するケースも増えている。

このように、民間事業者による水防活動の重要性が今後一層高まることが予想されるところであるが、これらの民間事業者には、水防法に基づき水防団等に認められてきた水防活動のために他人の土地を通過すること（緊急通行）や他人の土地を一時的に使用すること（公用負担）等の権限が認められていなかった。そこで、民間事業者による水防活動を円滑化し、地域の水防力を強化するため、今回の水防法改正案により、水防活動を行う民間事業者に上述の緊急通行等の権限を付与することとしたものである。

⑤浸水被害軽減地区の指定制度の創設（水防法改正案第15条の6 関係）

洪水による浸水被害の防御・軽減を図るためには、既存ストックを活用した減災対策も重要である。歴史的ないし自然的に形成されてきた輪中堤防や自然堤防のなかには、洪水氾濫の際に浸水の拡大を抑制する効用を有するものがあり、これらの土地の区域を保全することで、浸水被

政 策

害の軽減を図ることが期待される。

そこで、今回の水防法改正案により、これらの土地の区域を水防管理者（市町村長等）が浸水被害軽減地区として指定し、土地の形状変更行為に届出義務を課す等の一定の制限を加えることを可能とする制度を創設することとしたものである。

(2) 土砂災害防止法の改正

①要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化（改正土砂災害防止法第8条の2 関係）

土砂崩れ等の土砂災害については、洪水と同様に降雨を主たる原因として発生し、両災害が同時に生じることもまれではないから、これらへの対処は軌を一にして講ずる必要がある。そこで、今回の水防法改正に併せて、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律を改正し、要配慮者利用施設について上記(1)の③と同様の措置を講ずることとしたものである。

(3) 河川法の改正

①国土交通大臣による権限代行制度の創設（河川法改正案第16条の4 関係）

頻発、激甚化する水害に対応するためには、ハード対策により施設能

力を向上させることも必要である。

全国で新規ダム事業が減少傾向にあるなか、社会的コストを抑制しつつ洪水調節能力を向上させる手法として、既存のダムの堤体嵩上げや放流施設増強といったダム再開発工事の重要性が高まっている。他方、このようなダム再開発工事の実施には高度な技術力等が必要となるが、人員不足や技術力の低下が懸念されて久しい都道府県等では、今後このような工事を的確に実施できなくなるおそれがある。そこで、今回の河川法改正案により、都道府県等が管理を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における高度な技術力等を要する河川工事を国土交通大臣が代わって行う権限代行制度を創設し、もって都道府県等を技術的に支援することとしたものである。

また、河川の災害復旧事業についても、その実施に高度な技術力を要するものがあり得る。例えば、出水期中に堤防の複数箇所が決壊し、次の出水に備えて極めて緊急的に復旧する必要がある災害復旧事業などである。（実際、関東・東北豪雨における宮城県渋井川ではこのような事業が実施されている。）このような

都道府県管理河川等における高度な技術力等を要する災害復旧事業についても同様の権限代行制度を創設することとしている。

なお、今回創設する権限代行制度は上述のとおり都道府県等を技術的に支援することをその趣旨とするものであるから、都道府県等の費用負担については通常の事業を実施する場合と同様としている。

(4) 水資源機構法の改正

①水資源機構による権限代行制度の創設（水資源機構法改正案第19条の2 関係）

独立行政法人水資源機構は過去50年以上にわたりいわゆるフルプラン水系内において水資源開発を担ってきており、ダムに関する工事や管理については国土交通省と同等の高度な技術力を有している。このため、今回の独立行政法人水資源機構法の改正により、上記(3)と同様の趣旨から、フルプラン水系内における水資源機構による権限代行制度を創設することとしたものである。

4. おわりに

既に述べたとおり、今後ますます

頻発、激甚化することが懸念されている水害への対策は、ハード対策による施設能力のみに頼るのではなく、施設能力を超える洪水が発生した場合でも住民等の人的被害を回避し、あるいはできるだけ社会経済への影響を低減できるよう、多様な関係者が水害に対する意識を高め、連携してこれに対処することが必要である。

この発想に基づき、改正法案では洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を掲げ、各種の措置を講ずることとしているが、国土交通省としては今後もさらなるビジョンの取組の加速を図っていく。もともと、この理念を真に実現するためには地域の総合行政を担う基礎的自治体である市町村による積極的な取組が不可欠である。市町村においては、引き続き、河川管理者等の各主体と連携して取組を推進して頂くようお願いしたい。

なお、改正法案については国土交通省のHPに掲載しているので、ご参照頂きたい。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000017.html

▷ 郡内を一望できる二ノ宮山は自然散策も楽しめる憩いの場となっている

現地レポート

町村独自のまちづくり

愛^{あい}ふるタウンから住^すまいるタウンへ
子育てナンバーワンを目指して!!

滑川町の概要

滑川町は、埼玉県の中央部、首都60km圏内に位置し、町内には今なお多くの緑が残る首都圏のオアシスとなっています。東西約4.8km、南北7.2km、面積29・68km²、全域の60%がなだらかな丘陵地からなり、北東部には、明治100年記念事業の一環で昭和49年に日本最初の国営公園として開園した国営武蔵丘陵森林公園が広がっています。町の中央を、町名の由来ともなっている一級河川の滑川、南部を市野川、北部を和田川が流れています。

交通は、首都圏の主要鉄道である東武東上線の森林公園駅、つきのわ駅の2駅があり、東京都心まで約1時間で通勤・通学ができる利便性に優れ、町の大きな魅力の1つとなっています。

埼玉県
なめがわまち
滑川町



また、関越自動車道のICからも近く、各地へのアクセスは良好で、今後一層の発展が期待されています。近年は、2つの駅周辺の住宅開発が進み、5年間で約1,000人以上の人口が増加しています。特に若い世代の転入が多く、合計特殊出生率でも常に上位となり、将来を展望するのに喜ばしい状況が続いています。

国指定天然記念物 ミヤコタナゴが棲^すめる町

なだらかな丘陵地の里山の間に、田んぼが並び、その奥にはため池（沼）があり、里山と田んぼとため池がセットになった「谷津^{やつ}」の風景が今でも残されています。稲作を行うために必要不可欠なため池ですが、町内にはかんがい用水として関東一の数を誇る、大小合わせて200以上のため池が点在

フォーラム

▷国指定天然記念物ミヤコタナゴ



しています。かつては暮らしの生命線、今では町の貴重な財産となっています。ため池の水を利用する家々が共同で行ったのが沼普請（水漏れを防ぐ補修作業）で、ため池にミヤコタナゴが生息していたのも、定期的な沼普請のたまものであると言われています。

ミヤコタナゴは日本固有の淡水魚で、古来より関東地方の小川などに広く生息していましたが、都市化に伴う環境の変化により現在は絶滅が危ぶまれる中、昭和61年に町内の農業用ため池で相次いでその生息が確認されました。昭和49年には国の天然記念物に指定され、本町では平成8年に町の魚に

の「ターナちゃん」も、このミヤコタ

ナゴの人工繁殖やその生態に関する調査・研究など、野生復帰の実現に向けた取組を行うため、平成12年にエコミュージアムセンターを竣工し、現在は、約4,000匹を飼育しています。今では、町の自然や文化をまるごと博物館に見立て、活用するための拠点施設として町内外の多くの皆様に親しまれています。本町ではミヤコタナゴがいつまでも棲める環境を目指し、自然と共存できる町づくりを進めています。



△町のマスコットキャラクター「ターナちゃん」は町一番の人気者

ナゴをモチーフにしています。町の魅力とミヤコタナゴを多くの人にアピールするために生まれてきた女の子。ターナちゃんの役割は、町の清らかな水（川や池）を守ること。体の前にある「秘密のポシェット」には、草花の種子のほかに、子どもたちの夢と希望を与える種子がいっぱい入っています。町一番の人気者となっています。

平成13年に策定した15年間の計画の第4次総合振興計画では、「愛ふるタウンづくり」をテーマに施策を進め、農村地域から大きく脱却を図り、人と自然が共生する町へと変貌を遂げてきました。現在は、平成28年策定の第5次総合振興計画により「住まいるタウンづくり」をテーマに推進しています。

この間、町の南側を東西に横断している関越自動車道の東松山ICや嵐山小川ICを身近に利用することができ、平成14年には森林公園駅に加えて、つきのわ駅が開設しました。平成25年には、東武東上線がこれまでの地下鉄有楽町線、地下鉄副都心線に加え、東急東横線、横浜高速みなとみらい線とも相互直通運転を開始したことにより、首都圏への交通の利便性は一層向上しました。また、羽田空港や成田空港



▷子育て支援日本一を目指して（つきのわ駅）



への高速バスも発着するなど、全国、世界へと開く重要なアクセス拠点となっています。

特に、土地区画整理事業では、平成12年に森林公園駅の南側に22・3haの「みなみ野」地区が誕生し、平成21年には、東上沿線で一番新しい駅となるつきのわ駅を中心として94・4haが完成しました。住宅地や道路、公園、商業施設が整えられ、大手不動産会社をはじめとした住宅販売が好調で、人口が急増しています。30年前には見渡す限り雑木林だった地域がすっかり様変わりし、新しい町並みが出現しました。町の人口も約8,000人増加し、今でも毎年200人以上の新住民が誕生しています。多くの子育て世代の転入や出生により、平成22年には新しく月の輪小学校を開校しました。

また、町内には商店街がなかったことから、住民は買い物のほとんどを近隣市町村に依存していました。住民ア

子育てナンバワンを 目指して

福祉にかかる予算は、毎年、増加の一途をたどっており、厳しいものがあ

す。
ンケート調査でも、町内で買物ができる環境を整えて欲しいという要望が常に1位となっていました。そこで、様々な施策を検討し、町の中央部に8.9haの開発面積を確保、大型商業施設の誘致を進め、ついに平成18年に滑川森林モールとして待望のオープンを迎えることができました。現在は、大型スーパー、ホームセンター、有名書店、人気コーヒーストップ、レストランなど、日常生活が必要となるものを町内でまかなえるようになり、住民の生活環境の向上が一段と図られています。



△住宅地に整備された公園

りますが、子育て世代の転入や核家族化が一段と進んでいる今、将来の町を担う宝物である子どもたちを社会全体で応援していくこと、子育て支援を町の重要施策に位置づけて取り組んできました。

○全国に先駆けて給食費の無償化を実施

子育て世代から町づくりの高い評価を得ていることから、若年者の転入が増加しています。より子育てしやすい環境を目指して、平成23年度から私立を含めた幼稚園及び小学校、中学校、認可・認可外保育園などに通う全ての子どもたちの給食費を無償化にしています。全国的に給食費の滞納が問題化している中、国の施策を先取りしたこの



▷給食費無償化（給食風景）

事業は、町内外から大きな注目を集め、国会の審議の中でも取り上げられています。

○高校生までの医療費の無料化を実現

子育て世帯の経済的負担を軽減するために取り組んできたのが、子どもの医療費を無料化することでした。対象年齢の段階的な引き上げを行い、平成16年度からは小学校3年生まで、平成18年度からは小学校6年生まで、平成20年度からは中学校3年生まで、そして平成23年度からは現在の高校3年生までの通院・入院の全ての医療費を無料化し、医療機関窓口払いも廃止しています。お金を持たずに安心して、早期に受診できるようになり、病状が長



▷医療費無料化（検診風景）

期化しないなど、多くの保護者から感謝の声が聞かれています。

○子育て支援金の給付

合計特殊出生率では、県内で常にトップクラスとなっており、出生率の維持、向上を目的に平成15年度より出産祝金の支給を制度化し、子育て世代を応援しています。本年度、長期的な町づくりの観点から制度を一部見直し、引き続き安心して出産に臨んでもらえるように、第3子以降の出生時、小学校入学時、中学校入学時の成長段階に合わせ、3回に分けて総額15万円をお贈りし、長期間にわたり経済的な支援を行っています。

健康で長寿な 町づくりを目指して

高齢化が進む中、福祉計画や介護計画を策定していく中で、町の医療費の支出を精査したところ、国民健康保険や介護給付費に係る財政支出が急増していることが判明しました。町の財政基盤を安定させるためには、将来的な医療費負担の上昇をどう抑制していくかが重要なポイント、鍵となると予想し、町の重要施策の柱に追加しました。

本町は平成24年度に「滑川町健康づくり行動宣言」を行い、健康づくり行動計画を策定してきました。「自分の健康は自分でつくる」ことを基本理念に、病気の発症を防ぎ健康を保持増進する「1次予防」、病気を早期に発見し、

フォーラム



△高齢者支援（マレットゴルフ）

早期に対応する「2次予防」、病気や障害の進行を防ぐ「3次予防」まで、総合的な取組を実施しています。

行動宣言では、①食生活を見直し、運動に親しみ、元気な身体をつくりまします。②禁煙や生活習慣など、家族みんなで健康について話し合います。③健康診査を毎年受け、自分の身体の健康を考えます。④仕事や家事の手を休め、心とゆとりをつくりまします。⑤元気な地域づくりを目指します。⑥人と自然とが共生した、みんなが住みよい環境を作ります。―を提唱しています。

町では、地域ごとに健康づくりグループの設立を呼び掛け、認定を受けたグループには、活動を支援するための補助金交付、運動や食に関する相談受付などグループの活動を積極的に応援しています。

町は、住民に一番身近な基礎自治体としての責務をしっかりと果たし、真の地方分権を実現すると共に、新しい時代にふさわしい地方自治の確立と住民福祉の向上を図っていくために、今後も一層「町民と共感した町づくり」に取り組んでいかなければなりません。

この緑溢れる「ふるさと滑川」を後世に伝え、誰もが、生まれてよかった、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思える魅力ある町づくりを目指します。

滑川町長 吉田 昇

将来の町のために



△健康づくり（ラジオ体操）

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み（平成18年9月27日付）ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



随 想

初めて会う人、久しぶりに会う人から「時津は元気がありますね」とか「活気がありますね」とかよく言われる。

時津町は、長崎市の北部に隣接する、人口約3万人、面積21km²のコンパクトな町である。

昭和41年頃から始まった公有水面埋め立て地に、企業や大型商業施設が数多く進出し、町内を走る2本の国道は常に渋滞している。



特に、長崎市と佐世保市を結ぶ国道206号線は、朝夕の通勤通学、日中の近隣市町からの買い物客等で1日の交通量が4万台を超えていて、そう言われる由縁となっている。

私が役場に就職したのは昭和44年、最初の埋立が竣工した頃だが、当時は人口が約12、500人、田園風景が広がる町であった。

しかし、埋め立て地等への企業の進出により、人口は昭和55年には、約20、400人と急激に増加していった。

水源に乏しい我が町は、切実な水不足に陥り、隔日制限給水を余儀なくされ、ダム建設の計画が持ち出されていったが、強固な反対に遭い遅々として進まなかった。

そのため、昭和53年にダム室が新設され、室長と私の2人が配属された。このダム計画は、同時に2つのダムを造るというもので、町が事業主体となる水道専用ダムと長崎県が事業主体となる多目的ダムであったが、用地取得は町が委託されていたため、毎晩用地交渉、地元振興協議会との話し合いに明け暮れた。

特に、多目的ダムの反対派の玄関には、「ダム関係者の立ち入りお断り」の大きな木札が掲げてあり、玄関を開け声をかけると、家の中から「木札を下げていただろうが」と怒鳴られ、「暗くて見えませんでした」と言

うと更に怒られたこともあった。

しかし、怒られても怒られても何回も行くとくに、だんだん話もできるようになり殆どの家で座って話ができるようになった。時には、焼酎で割ったビールを勧められ、酒に弱い私は閉口した事を思い出す。

実に、様々な思い出はあるが、水道専用ダムは昭和57年に完成、多目的ダムも昭和59年に完成した。

多目的ダムの用地交渉が終わったすぐ後、昭和57年7月、長崎大水害が発生、時津町も2級河川が決壊し、大きな被害を受けたが、これまた強固な反対で進展していなかった中央地区の区画整理事業が、一気に進展するきっかけとなった。

この区画整理事業にあわせ、にわかに公共下水道事業も施行することになり、昭和58年4月私はたった一人下水道係に配属された。

本町では、公共下水道事業の経験は無く、事業の進め方が全くわからなかったが、20日間の下水道事業団認可コースを受講し、その年の夏、町内全域の住民説明会を延べ22回、企業説明会を1回実施し、翌年都市計画決定及び下水道事業認可となった。

その後、昭和62年5月浄化センター建設に着手し、平成3年3月供用を開始した。

私は10年間で下水道に携わったが、当初は事業計画の作成や使用料、受

益者負担金等をどう定めるかといった各種条例・規則の制定に、工事に入ると地下数メートルの推進工事では思わぬ地下水や硬い岩に悩まされたこともよくあった。

しかし、ダムと比べ下水道事業の地区説明会は、「早くやってくれ」とどの地区からも供用開始を待ち望まれた。

現在、普及率は96%を超えており、殆どの町民が恩恵を受けている。

私は、事務職員として採用されたが、この後も都市計画課長、建設部長と事業部門が長かった。

職員として約39年、副町長4年、2期目の現任期を終えると51年、半世紀以上時津町にお世話になる。

先日、夕食時に妻が私の顔をじっと見て「年取ったねー。皺も増えて深くなった。」と言った。

年を取ろうが、皺が増えようが、少子高齢・人口減少社会にあつて、いかに地域を活性化し子供から高齢者まで「住みたい町」「住み続けたい町」と思えるまちにするか、町民の力も借りながら進めている。

とりわけ、新たに始めた総事業費126億円の区画整理事業の促進、交通渋滞の解消、医療・介護費用の抑制にも繋がる高齢者の健康づくりに重点的に取り組んでいる。

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

東京でのイベントに最適な
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。
かけがえないひとときを、
上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー
職員採用試験などの説明会

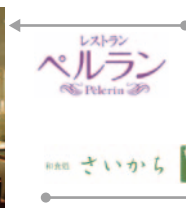
職員旅行・家族旅行

2階には広さと設備が多様な、大小4つの
ホール・会議室。高い機能性を持ち、さま
ざまな演出が可能です。会議・研修、パー
ティーなどに幅広くご利用いただけます。



和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



☆カジュアルレストラン「ベルラン」：ランチタイム11:00～14:00／ティータイム14:00～17:00／ディナータイム17:00～22:00(21:30ラストオーダー)
☆和食処「さいから」：ランチタイム11:30～14:30(14:00ラストオーダー)／ディナータイム17:00～22:00(21:30ラストオーダー) ※「さいから」は土、日祝日休

客室のご案内	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 17室	週末・祝日の 宿泊ご利用は 特別サービス (最大20%割引)	
	和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)				

お電話でのご予約・
お問い合わせは

WEBからのご宿泊予約は、特別料金(部屋数限定)がございます。

全国町村会館

検索



全国町村会館

TEL.03(3581)0471

FAX.03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

●全国町村会館へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分

